

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び
 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条の規定による書面

(建築物に係る新築工事等[新築・増築・修繕・模様替]の場合)

1 分別解体等の方法

(該当事項の 欄に「レ」を付すか「 」とする)

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	造成等	造成等の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	上部構造部分・ 外装	上部構造部分・外装の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	屋根	屋根の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	建築設備・ 内装等	建築設備・内装等の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用

なし

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）
 この欄に書ききれない場合は別紙に記載のこと。

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

(受注者の見積金額) _____ 円(税込)

再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用
 及び運搬に要する費用とする。